

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準を満た ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 入居継続支援加 算	注 生活機能向上運 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニ ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (535 単位)	×70 / 100	- 54単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき + 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
	要介護2 (601 単位)		- 60単位								
	要介護3 (670 単位)		- 67単位								
	要介護4 (734 単位)		- 73単位								
	要介護5 (802 単位)		- 80単位								
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (535 単位) 要介護2 (601 単位) 要介護3 (670 単位) 要介護4 (734 単位) 要介護5 (802 単位)	×70 / 100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
ハ 退院・退所時運携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×82 / 1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×60 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×33 / 1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の90 / 100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の80 / 100)										
チ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×13 / 1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×12 / 1000)										

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。